

日病薬の最近の動き(45)

がん薬物療法、感染制御から新たな専門領域への展開

専門薬剤師認定制度委員会
委員長 岩本喜久生

日本病院薬剤師会（以下、日病薬）は平成16年度に専門薬剤師認定制度特別委員会を設置し、がん薬物療法、感染制御・管理、栄養療法支援の3領域の各小委員会において専門薬剤師認定制度の検討に入った。これらのうち栄養療法支援については、日本静脈経腸栄養学会および日本栄養療法推進協議会によるNST薬剤師をNST専門薬剤師認定に発展的に移行するよう日病薬として協力・支援することとした（現在、これは専門薬剤師とされている）。その後、順次、精神科薬物療法、HIV感染症、妊婦・授乳婦薬物療法の領域も新たに加わり、専門領域の拡がりをみせている現状である。さらに、領域によっては認定薬剤師から専門薬剤師への道筋も提示されるようになった。本稿ではこれらの経緯と現況、今後の動向などについて概説したい。

特別委員会・小委員会での取り組み

各小委員会において、がん専門薬剤師認定制度および感染制御専門薬剤師認定制度のうちそれぞれの認定申請資格が鋭意検討され、まず、薬剤師歴、学術団体・職能団体会員資格、生涯研修履修認定などの基本的な認定資格などの共通的条件を両領域において同等とした。そのうえで親委員会において摺り合わせを行い、両領域の専門性の特徴を考慮した経験・業務実績に関する事項を規定し、さらに、領域関連の学会発表および学術論文の条件は同一のものとした。その結果、日病薬理事会の承認を得て、平成17年度下期にこれら2領域の専門薬剤師認定申請資格を決定し既報のように公示した。両領域とも、まず、過渡的措置による認定を開始した。

がん専門薬剤師の認定の現状

がん専門薬剤師については、平成17年度下期の過渡的措置により、研修予定施設および各ブロックから推薦された59名中、合格者15名、暫定合格者26名の計41名を認定した。平成18年度から専門薬剤師認定制度特別委員会は常置の委員会となり、がん専門薬剤師部門の下に認定審査委員会、試験委員会、研修委員会が独立して設置され、研修事業、認定試験、認定審査等に向けた実質的作業が始められた。過渡的措置により認定された専門薬剤師は、平成18年度第1期および第2期の実技研修の指導薬剤師および専門薬剤師認定試験の試験問題作成委員などを担当した。第1回認定試験（平成19年2月実施）では、受験者346名のうち232名（68%）が合格した。試験合格後の専門薬剤師認定申請者は57名と少なく、そのうちすべての条件を満たした27名が平成18年度のがん専門薬剤師として認定された。一方、前年度に過渡的措置認定を受けたうち12名は一部不足していた条件を未達成であったため、認定が取り消され、平成19年4月時点でのがん専門薬剤師認定者総数は56名となる。実質2年目であるとはいえ、総数でもこのような少数の認定者にとどまっている。これは、認定申請資格のうち第6項、すなわち、学会発表3回（うち1回は発表者）および学術論文2編（うち1編は筆頭著者）という条件、特に後者の条件がかなり厳しいものであると考えられたことから、当初より予想されていた。本認定作業の開始以来、各ブロック・各都道府県病薬から、さらに病院薬剤師個々からも「すぐには専門薬剤師の認定申請資格をクリアすることは大変困難である」、「より緩やかな条件の認定薬剤師資格にて何らかの認定資格を与える制度を作ってほしい」などの多くの意見・要望等が日病薬に寄せられた。

がん薬物療法認定薬剤師の新設

前述の状況や要望に基づいて、日病薬専門薬剤師認定制度委員会・がん専門薬剤師部門各委員会としては、後述するがん専門薬剤師研修事業（いわゆる3ヵ月研修）に関連するかたちで認定薬剤師の位置づけと方向性について検討し、既設の専門薬剤師認定申請資格と整合性をもち、新たな専門薬剤師認定申請資格に連結し得る「がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格」を平成19年2月に提示・発表した。既報のように、この認定申請資格の第1～3, 5, 7項は専門薬剤師認定申請資格とほぼ同様であり、第4項は日病薬認定の研修施設での3ヵ月研修または3年以上の実務経験継続に一元化され、また、第6項はがん患者への薬剤管理指導実績症例数（50症例以上、複数がん種）のみに軽減されている（詳細は日病薬誌またはHP参照）。これは、3ヵ月研修修了者等が速やかに「がん薬物療法認定薬剤師」認定申請資格に適合し得る内容であり、この認定薬剤師から残りの条件を整えて専門薬剤師へとステップアップできるシステムである（図）。当面（平成20年度中まで）は、3ヵ月研修履修者には認定試験は免除されている。「がん薬物療法認定薬剤師」の第1回認定試験は平成19年9月に行われ、研修履修者および試験合格者から認定申請を受け付け、平成19年度中期には認定審査が行われる運びである。

がん専門薬剤師研修事業

国の「がん対策基本法」、「がん医療水準均てん化の推進」、「地域がん診療連携拠点病院の整備」計画等に盛り込まれているがん領域の専門医療職養成計画を実現する一環として、厚生労働省（以下、厚労省）により平成18年度に専門薬剤師研修事業費（約1億1,400万円）が予算化された。本事業は、がん専門薬剤師養成計画の中核をなすものであり、厚労省から日病薬に委託されたものであり、平成19年度もほぼ同規模の予算計画にて継続されている。研修事業の実績としては、平成18年度の研修者数は第1期62名、第2期104名の計166名となった。平成18年度は初動準備にも遅れがあり、目標達成が厳しいと予想されたため、日病薬は急遽、研修事業のための特別委員会を設置し、研修施設の追加認定およびブロック・地区会長はじめ地域がん診療連携拠点病院へも研修

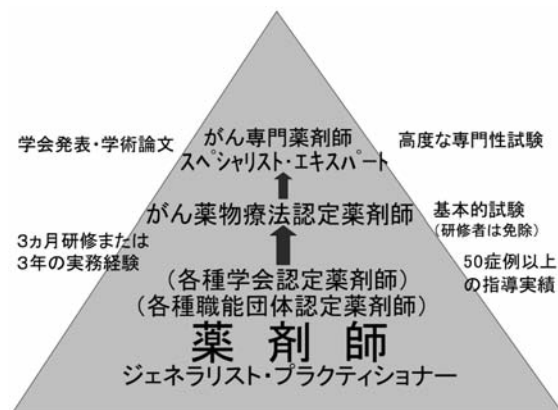


図 認定薬剤師と専門薬剤師の関係

者派遣を勧誘するなどした。これらの努力により第2期研修者数を3桁確保することができた。平成19年度も研修施設を追加認定し、第1期53名、第2期は98名が研修し、第3期には第2期以上の研修者数を確保したい。平成19年度現時点での認定研修施設は81病院に拡充されたが、空白がまだ4県も存在するので、これを早急に改善せねばならないと考える。この3ヵ月研修事業を着実に実施することにより、がん薬物療法認定薬剤師、すなわち、「がん薬物療法に精通した薬剤師」を毎年3桁以上、確実に養成できると考えている。さらに、これら認定薬剤師の多くが専門薬剤師へとステップアップし、我が国のがん医療の均てん化と高水準化に貢献することを期待したい。

感染制御専門薬剤師認定の現状

前述のように平成17年度下期の過渡的措置により、ICD認定薬剤師であり認定申請資格を満たす17名を感染制御専門薬剤師として認定した。がん部門と同様にこれらの専門薬剤師が中心になって、感染制御専門薬剤師部門の認定審査委員会、試験委員会、研修委員会を設置した。認定試験は第1回（平成18年1月）、第2回（平成19年1月）とも講習会とセットにて実施した。また、認定更新のための1日研修会をそれぞれ平成19年3月、平成19年11月に行ってきた。第1回試験は受験者163名全員が合格し、第2回は受験者144名のうち142名が合格した。第1回試験合格者で専門薬剤師認定申請した者は52名であり、うち条件を満たした35名が認定された。また、第2回試験後の認定申請者は61名であり、うち43名が認定された。以上の過渡的措置によるもの、認定試験合格によるものを合計すると、現時点での感染制御専門薬剤師数は95名である。これも、がん専門薬剤師と同様にいまだ少数にとどまっており、やはり、学術研究活動のうち学術論文2編（うち1編は筆頭著者）という条件が厳しいものであると推察される。感染制御の領域においても、がんの領域と同様な感染制御認定薬剤師を新たに加えるべきと考えられ、今後の検討課題とされている。また、未検討のがん領域の認定更新との整合性も考慮しつつ、認定更新のための資格等の条件を今年度下期には決定・公示する予定である。

精神科専門薬剤師認定における進捗状況

約3年前より、精神科病院特別委員会において精神科薬物療法専門薬剤師認定制度のうち認定申請資格の原案が検討され、平成18年度より専門薬剤師認定制度委員会の下に精神科薬物療法小委員会が設置されたのを機に、小委員会において、先発のがんおよび感染制御専門薬剤師に関する条項と整合性を保ち、かつ本領域の特徴を考慮した精神科専門薬剤師認定申請資格案が検討された。平成19年度当初の理事会において承認され、既報のように公示した。併せて、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請資格についても検討すること、平成19年度中に過渡的措置による精神科専門薬剤師認定作業を行うことを確認した。そのために必要とされる認定審査委員会、試験委員会、研修委員会の体制の確立も進められてきた。

HIV感染症小委員会の取り組み

平成17年度の理事会においてHIV専門薬剤師を創設することが了承され、平成18年度より専門薬剤師認定制度委員会の下にHIV感染症小委員会が設置された。小委員会では、専門薬剤師の必要性と役割、認定申請資格、必要な研修内容・期間などに関するアンケート調査を全国の関連施設に対して実施した。今後、調査結果を基に認定制度・認定申請資格等について具体的検討に入る予定である。

妊婦・授乳婦薬物療法小委員会の取り組み

平成19年度から小委員会が設置された。現在、小委員会において、先発の専門薬剤師、認定薬剤師制度・認定申請資格を参考に、それらとの整合性およびこの領域の特徴を考慮した認定申請資格案が検討されており、今後、理事会に提案されることになる。

以上のように、がんおよび感染制御領域における専門薬剤師認定、あるいは認定薬剤師認定はすでに進行・発展途上にあり、精神科領域についても平成19年度には動き出す。新たな領域についても、早晚、スタートすることになる。幾つかの領域の認定については保険薬局勤務薬剤師についても関係する内容であり、今後、日本薬剤師会等の関係団体との検討・協議や摺り合わせが必要になると思われる。さらに、今般の医療法改正内容から判断して、専門薬剤師認定は、近い将来には法人格を有する学術団体による認定へと移行すべきであると考えられる。日本医療薬学会等の関係学会との連携・協議が必要となるであろう。